

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	定例庁議
開 催 日 時	午前9時24分から 令和4年8月12日（金） 午前10時44分まで
開 催 場 所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室
出 席 者	富岡市長、神田副市長、二見教育長、宮村市長公室長、毛利危機管理監、須田総務部長、清水市民環境部長、佐藤福祉部長、麦田こども・健康部長、宇野審議監兼まちづくり推進課長、村山会計管理者、益田上下水道部長、太田議会事務局長、野口学校教育部長、神頭生涯学習部長、斎藤監査委員事務局長  （担当課1） 関口市長公室次長兼政策企画課長、平間同課長補佐、福田同課政策企画係長  （担当課2） 奥山学校教育部長兼教育総務課長、大塚同課長補佐  （事務局） 関口市長公室次長兼政策企画課長、平間同課長補佐、福田同課政策企画係長、横田同課同係主事
会 議 内 容	1 令和4年度朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書（案） 2 朝霞第六小学校校舎増築工事基本設計（案） 3 令和4年第3回朝霞市議会定例会提出議案
会 議 資 料	【議事1】 ・令和4年度朝霞市行政評価（内部評価）  【議事2】 ・【資料1】朝霞第六小学校校舎増築工事基本設計（案）の概要 ・【資料2】朝霞第六小学校校舎増築工事基本設計（案）

<p>会 議 録 の 作 成 方 針</p>	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限      年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後    か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
<p>そ の 他 の 必 要 事 項</p>		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

1 令和4年度朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書（案）

【説明】

（担当課1：福田政策企画課政策企画係長）

行政評価外部評価結果報告書案について説明させていただく。

報告書の構成はⅠで行政評価制度の概要、Ⅱで令和3年度に実施した政策ごとの行政評価の結果、Ⅲで結果の活用と制度の改善について記載している。

1ページから4ページにかけて行政評価の定義や目的、行政評価制度の概要を記載している。

後期基本計画が令和3年度から開始するため、今回の内部評価から、後期基本計画の施策体系に合わせた評価を行っている。

次に5ページ「Ⅱの行政評価結果」であるが、「1 施策評価結果の集計」の「(1) 評価の概要」は各所管課で評価した施策が79施策ある。

前期基本計画では82の施策があったが後期基本計画に合わせて見直しを行い、79になっている。

79の施策それぞれの評価一覧は各所管課で作成した政策評価シートの結果を取りまとめたものである。

昨年度までは、年度目標に対する達成度と施策の必要性の2項目を評価していたが、後期基本計画からは後期計画終了時の目標に対する進捗度と必要性の2項目を評価する形に変更した。

各評価は4段階で数字が大きいものほど進捗が良く、また必要性が高いという評価になる。

5ページ「(2) 施策の分析」について説明させていただく。

79の施策を各所管課で評価したものの傾向を分析している。

①進捗度については79の施策のうち、68の施策が4の「極めて順調」または3の「おおむね順調」の評価で、11の施策が2の「やや遅れている」の評価であった。

また、②必要性については79施策のうち19施策が4の「社会的なニーズは増加傾向にある」、60の施策が3の「社会的なニーズは現状と変わらない」の評価で2や1の評価はなかった。

これらを基にした③進捗度と必要性のクロス分析については必要性が4、進捗度が2の施策が5つあった。

それらの施策を参考として記載している。

この5つの施策を説明させていただくと、122の「消費者の自立支援の充実」については進捗として、指標である消費生活相談件数が昨年度より減少し、目標に対してやや遅れている。

一方で必要性は成年年齢18歳の引き下げに伴い、消費者トラブルの増加が懸念される

ため施策の必要性が高いと判断している。

4 1 2 「低炭素循環型社会の推進」については、進捗として指標である市事務事業のCO<sub>2</sub>排出量について削減目標を達成することができなかった。

一方で必要性として、国がカーボンニュートラル実現に向けて動き出しており、市でも2030年にCO<sub>2</sub>排出量46%削減を目指すこととなったため、今後も必要性は高いと判断している。

次の4 3 1 「コミュニティ活動の推進」については、進捗として、指標である自治会・町内会加入率の低下が続いており、目標に対してやや遅れている。

一方で必要性として、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症により地域とのつながりの重要性が増し、今後の必要性は高いと判断している。

次の4 4 1 「市民活動への支援」と4 4 2 「市民活動の充実」の進捗については、指標であるNPO法人数や利用団体数が昨年度より増加しているが、目標に対し、やや遅れている。

一方で必要性として、地域の課題解決に向けて市民活動団体の役割が増加することから支援の必要性は今後も高いと判断したものである。

なお、参考欄の説明として、当初は重点的に取り組むことを検討する必要がある施策という記載をしていたが、先日の政策調整会議において、これらの施策については、十分に取り組んでいるものの新型コロナウイルス感染症などの影響により進捗が捗らなかったというものもあるため、重点的に取り組む項目には当たらないのではないかという意見があったことから該当の記載を削除している。

次に、7 ページ「2 行政評価結果から政策分野ごとのまとめ」として、8 ページから26 ページにかけて6 つの政策分野に区分し、大柱ごとの進捗度をグラフに表すとともに成果や課題などについて記載している。

これらの内容は、施策評価シートをもとに、所管課・所管部で内容を作成している。

27 ページは、行政評価結果の活用と改善について記載している。

令和3年度から後期基本計画が開始することから、後期基本計画に沿った施策及び事務事業の見直しと合わせ、行政評価制度の改善に関する取り組みとして、行政評価シートの様式を抜本的に見直した。

具体的には、総合計画とまちひとしごと創生総合戦略を一体的に評価できるよう、関連する政策において指標の統合を行ったほか、次年度の改善に活かすという観点から、掲載項目を全体的に見直している。

28～32 ページには参考資料として要綱や施策一覧、施策評価シート等を掲載している。

説明は、以上である。

(宮村公室長)

本件については政策調整会議で審議をしている。

政策調整会議の審議結果を報告する。

まず行政評価制度の改善の中で、行政評価制度の課題としてわかりやすい指標の設定が

例に挙げられているが、指標については、第五次総合計画後期計画で見直しを行っている  
ので、課題には当たらないのではないかと指摘があった。

回答としては、外部評価委員会から、行政評価制度の課題としてアウトカム指標につい  
てもっと具体的なものを取り入れた方がいいという指摘をいただいているので、今後その  
点について課題とするという回答があった。

次に、6 ページに示されているニーズは高いが進捗が遅れている 5 つの事業についてだ  
が、8 ページ以降で記載された具体的な取り組み状況を見ると、十分に取り組んでいるも  
のもあるように見受けられるため、説明文の中で重点的に取り組むことを検討する必要が  
あるという一文は不要ではないかということでこの一文を削除することとなった。

結果として指摘のあった内容について一部を修正し、庁議に諮ることとした。

#### 【質疑等】

なし

#### 【結果】

原案のとおり、決定する。

#### 【議題】

### 2 朝霞第六小学校校舎増築工事基本設計（案）

#### 【説明】

（担当課 2：奥山学校教育課次長兼教育総務課長）

第六小学校校舎増築告示の基本設計について説明させていただく。

資料 1 の「1 建設概要」については少人数学級への対応から、令和 7 年度に普通教室の  
不足が見込まれる第六小学校に新たな校舎を増築し、普通教室 8 室、多目的室 1 室を整備  
するものである。

次に「2 建物概要」だが、資料 2 基本設計図書の 3 ページにある計画配置図も併せてご  
覧いただきたい。

校舎増築の建築場所については、敷地の南側、市民会館に隣接する形としている。

建物の構造については鉄筋コンクリート造り地上 4 階建て、建設面積は、6 2 5 . 1 1  
平方メートル、延べ床面積は 2, 0 0 2 . 8 0 平方メートル、建物の高さは 1 5 . 6 4 メ  
ートルとし、既存校舎とは、2 階・3 階・4 階を渡り廊下で結ぶ構造としている。

また、災害時における消防車等の大型緊急車両がグラウンド側へ侵入できるよう、増築  
校舎の東側、市民会館駐車場に開口部 5 メートルの進入口を設置する。

続いて「3 施設の概要」について、資料 2 基本設計図書の 4 ページ「1 階平面図」もあ  
わせてご覧いただきたい。

1 階部分は正面から増築校舎の西側出入口には荒天時に雨除けとして活用できるスペ  
ースとしてピロティを設けている。

1 階校舎の校庭側には自動昇降口を設け、その他車いす対応トイレ、エレベーター、体

育倉庫、石灰庫を配置する。

この体育倉庫については校舎の増築工事に伴い、既存の体育倉庫を解体するためその代替として設置する。

2階については普通教室2クラス、児童用トイレ・車いす対応トイレ、多目的室、図書準備室、手洗い場、渡り廊下を配置している。

なお、普通教室の面積は、既存校舎の60平方メートルから68平方メートルに広げ、廊下との間仕切りは可動式とし、様々な授業スタイルに対応できる仕様としている。”

多目的室については、学年集会や複数のクラスでの授業などフレキシブルに子供たちが集まれるスペースとしての活用を予定している。

3階4階の平面図については普通教室3クラス、児童用トイレ・車いす対応トイレ、準備室、手洗い場渡り廊下を配置している。

増築校舎の屋上は、太陽光発電設備を設置し、校舎名で使用する電気量のうち、エアコン、エレベーターを除き、校舎内の照明やコンセントの6割程度を賄い、エネルギー消費の抑制に努める。

このほか、関連工事として、既存校舎の給食配膳用エレベーターの改修、車いす使用者用駐車場の整備に加え、校庭に設置した遊具類等の撤去新設などを行う。

続いて、「4今後の主なスケジュール（予定）」だが、設計業務を令和5年3月までに完了させ、その後、建設工事の入札を令和5年4月に行い、6月の議会に工事請負契約締結に係る議案を提出したうえで、令和5年7月から工事に着手し、令和6年12月から増築校舎の供用開始を予定している。

次に、事業予算については、設計委託料が4,860万5,700円、増築校舎の工事費は、現時点での試算で14億207万1,000円、工事監理委託料が2,167万円を見込んでいます。

今回の事業予算の財源として、国庫負担金及び地方債の申請も併せて行う。

最後になりますが、増築校舎に増築校舎の完成イメージとして、「資料2基本設計図書」の9ページ、10ページに建物の立面図及び外観パースの資料を添付している。

説明は以上である。

（宮村公室長）

本件については政策調整会議で審議をしている。

政策調整会議の審議結果を報告する。

まず工事期間中は、放課後児童クラブの登室、また夏休み期間中のグラウンド利用について制限はあるのかという質問に対し、工事期間中は正門を使えなくなるので登下校の入り口として裏門の通用口を改修し、その通用口から登室をしてもらうことになるとの回答があった。

夏休み期間中のグラウンドの制限については今後工事の仮設計画案を作成する際に、保育課と十分な調整をしていきたいと思っているとの回答があった。

続いて、太陽光パネルの設置が予定されているが、設置の根拠あるのかということであるが、設置の根拠については地球温暖化対策実行計画朝霞市の方で昨年度末に作った地球

温暖化対策実行計画の中で、公共施設の新設や大規模改修等に合わせて導入を進めていくものと位置づけられているとの回答であった。

次に、多目的室を2つに分けて教室に転用することはできるのかとの質問に対して、多目的室を2つに分けた場合、面積が60平米を下回ってしまうので、普通教室に転用するのは難しいと考えるとの回答であった。

**【質疑等】**

なし

**【結果】**

原案のとおり、決定する。

**【議題】**

3 令和4年第3回朝霞市議会定例会提出議案

**【説明】**

(須田総務部長)

議案第62号令和3年度2021年度朝霞市一般会計歳入歳出決算認定についてである。

令和3年度の決算額は、歳入が536億7,827万7,403円、歳出は507億3,870万7,102円で、歳入歳出差引残額は29億3,957万301円となった。

ここから継続費逓次繰越額、繰越明許費繰越額及び事故繰越し、繰越額を差し引いた額が、翌年度繰越額となり、翌年度繰越額は28億3,063万5,590円である。

歳入歳出の概要のうち、歳入についてだが、市税は230億9,448万4,307円で、歳入総額の43%を占めている。地方譲与税は自動車重量譲与税などで2億2,430万3,000円となり、地方消費税交付金は29億4,022万2,000円の交付となっている。

地方交付税は、普通交付税が9億6,492万円、特別交付税1億6,700万7,000円が交付されている。

分担金および負担金は、保育園入園児童保護者負担金などで4億7,866万7,390円となり、使用料および手数料は、自転車等駐車場使用料や一般廃棄物処理手数料などで6億8,161万2,504円となった。

国支出金は、生活保護費負担金や子供のための教育・保育給付交付金、児童手当交付金のほか、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金などで140億5,708万597円となっており、県支出金は、障害者自立支援給付費負担金、子供のための教育・保育給付費負担金を始め、放課後児童健全育成事業費補助金、個人県民税徴収委託金などで33億3,929万4,352円となっている。

繰入金は、介護保険特別会計や財政調整基金の繰入金などで18億1,146万6,291円となっている。

繰越金は前年度からの繰越事業に係る分を含めて10億1,403万7,745円となっている。

諸収入は学校給食費受入金や資源ごみ売払代金のほか、指定管理料精算金などで13億3,535万9,402円となっている。

市債は図書館施設改修事業債、中学校大規模改修事業債、臨時財政対策債など18件で23億5,813万6,000円の借入れとなる。

以上が歳入の主なものである。”

次に歳出だが議会費は会議録調製等委託料などで2億7,927万939円を支出し、総務費は公共施設マネジメント基金積立金や住民情報システム借上料、市民センターなどに係る指定管理料などで61億7,419万889円を支出し、民生費は、介護給付・訓練等給付費負担金や児童手当を始め、子どものための教育・保育給付負担金や生活保護費などのほか、子育て世帯への臨時特別給付金などで272億5,849万4,437円を支出している。

衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種委託料や各種個別予防接種委託料のほか、可燃ごみ・資源ごみの収集運搬委託料などで41億8,841万7,621円を支出しており、労働費は公的資格等取得補助金などで218万2,302円を支出し、農林水産業費は、市民農園管理委託料などで6,886万623円を支出している。

商工費は、プレミアム付商品券事業費補助金や事業者応援支援金のほか、産業文化センターの指定管理料などで3億6,516万5,460円を支出している。

土木費は道路用地購入費や自転車駐車場と指定管理料の他、下水道事業会計負担金などで31億2,664万9,516円を支出している。

消防費は、朝霞地区一部事務組合消防負担金や消防団施設等整備に係る設計委託料などで13億9,779万836円を支出している。

教育費は学校の給食賄材料費のほか、図書館施設改修工事や総合体育館などに係る指定管理料などで47億1,238万4,250円を支出している。

公債費は31億6,526万8,414円を支出している。

以上が歳出の主なものであるが、この中には前年度からの繰越事業分も含まれている。

以上が議案第62号の概要である。

(麦田こども・健康部長)

議案第63号令和3年度2021年度朝霞市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただく。

国民健康保険の令和3年度末における加入者の状況だが、世帯数は1万6,631世帯、被保険者数は2万3,855人となっており、前年度と比較すると、世帯数は428世帯、2.51%の減少で、被保険者数は852人、3.45%の減少となった。

令和3年度の決算額は、歳入が114億210万7,113円となり、歳出は111億4,976万8,835円で、歳入歳出差引残額は2億5,233万8,278円である。

次に歳入歳出の概要について説明させていただく。

歳入の主なものだが、国民健康保険税は27億3,589万7,780円で、歳入総額



に占める割合は24%である。

県支出金は、保険給付費等交付金で73億7,106万9,957円である。

繰入金は、一般会計繰入金などで8億6,595万5,514円となり、繰越金はその他繰越金で3億6,632万3,420円である。

歳入全体では前年度と比較すると、6.59%の増加となっている。

次に歳出の主なものについて説明させていただく。

保険給付費は、療養給付事業や高額療養費支給事業などで72億1,659万432円となり、歳出総額に占める割合は64.72%である。

国民健康保険事業費納付金は、広域化にともない、33億5,580万8,075円を支出している。

保険事業費は、特定健康診査等事業などで1億3,583万7,873円となっており、基金積立金は、財政調整基金積立金などで3億4,642万1,206円である。

諸支出金は償還金などで5,109万8,894円となっている。

歳出全体では前年度と比較すると、7.93%の増加となっている。

以上が歳入歳出決算の概要である。

(佐藤福祉部長)

議案第64号令和3年度、2021年度朝霞市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただく。

歳入決算額は84億251万947円となり、対前年比6.85%の増になる。

歳出決算額は80億8,335万8,168円となり対前年比7.58%の増になり、歳入歳出差額残額は3億1,915万2,779円となります。

まず歳入についてご説明させていただく。

主なものとしては、第1款保険料では、65歳以上の第1号被保険者保険料として18億3,066万680円になる。

次に、第3款国庫支出金では介護給付費負担金などで16億7,368万6,265円である。

第4款支払基金交付金では、介護給付費交付金などで20億8,207万6,000円である。

第5款県支出金では、介護給付費負担金などで11億5,436万5,507円。

第7款繰入金では一般会計繰入金などで13億1,074万6,600円となっている。

次に、歳出について説明させていただく。

主なものとしては、第2款保険給付費では、居宅介護等サービス給付費や施設介護サービス給付費などで72億4,381万6,956円となっている。

第3款地域支援事業費では、介護予防・生活支援サービス事業や、包括的支援事業・任意事業に係る委託料などで3億9,432万8,466円となっている。

第5款基金積立金は介護保険保険給付費支払基金積立金などで1億8,788万8,255円となっている。

第1号被保険者数だが、令和4年3月31日現在で合計2万8,087人となり前年度

と比較して232人、0.83%の増となっている。

また要介護要支援者認定数は令和4年3月31日現在総数4,961人となり、前年度と比較して132人、2.73%の増となっている。

説明は以上である。

(麦田こども・健康部長)

議案第65号令和3年度2021年度朝霞市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただく。

令和3年度末における被保険者数の状況につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合の報告によると、1万4,200人となり、前年度末と比較すると448人、3.26%の増加となった。

次に、令和3年度の決算額は、歳入が13億5,871万6,709円となり、歳出は13億5,665万6,828円で、歳入歳出差引額は205万9,881円である。

次に歳入歳出の概要について説明させていただく。

歳入の主なものだが、後期高齢者医療保険料は11億3,960万4,100円、繰入金は、事務費繰入金と、保険基盤安定繰入金で2億1,402万6,283円、繰越金は前年度繰越金で235万3,560円となっている。

次に歳出だが、総務費は一般管理事務費と徴収事業で1,570万932円、後期高齢者医療広域連合納付金は、後期高齢者医療広域連合納付事業で13億3,741万96円、諸支出金は、保険料還付事業などで354万5,800円を市へ支出している。

以上が歳入歳出決算の概要である。

(益田上下水道部長)

議案第66号令和3年度朝霞市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について説明させていただく。

まず、収益的収入及び支出であるが、収益的収入は24億1,094万4,947円で、主なものは水道料金のほか利用加入金などである。

収益的支出については、21億542万4,332円で、主なものは県水受水費のほか、人件費、委託料、修繕費、減価償却費などである。

収益的収支の差引金額は3億552万615円である。

資本的収入及び支出についてであるが、資本的収入は3億517万5,700円で、主なものは企業債である。

資本的支出だが、10億9,379万6,028円で、主なものは建設改良費で、令和2年度から令和3年度までの継続事業で行った、泉水浄水場計装設備更新工事のほか、水道施設耐震化事業、老朽管更新及び水圧不足改善事業などである。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する、7億8,862万328円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金および建設改良積立金で補てんした。

次に剰余金の処分であるが、当年度未処分利益剰余金5億6,699万4,693円の

うち3億840万4,096円を資本金へ組み入れ、減債積立金に1億2,884万5,000円、建設改良積立金に1億2,884万5,597円を積み立てる案とした。  
以上である。

(益田上下水道部長)

議案第67号令和3年度朝霞市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について説明させていただく。

収益的収入及び支出についてであるが、収益的収入は24億5,786万2,027円で、主なものは下水道使用料のほか、一般会計から繰入れる雨水処理負担金などである。

収益的支出は17億9,975万5,989円で主なものは、職員人件費のほか、委託料、修繕費、荒川右岸流域下水道維持管理負担金、減価償却費などである。

収益的収支の差引額は6億5,810万6,038円である。

次に資本的収入及び支出についてであるが、資本的収入は5億2,187万1,800円で、主なものは、企業債、国庫補助金などである。

資本的支出であるが、7億615万7,490円で、主なものは建設改良費で支線7号線他下水工事などの汚水整備事業のほか、大字溝沼地内調整池築造工事などの雨水整備事業である。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する1億8,428万5,690円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金などで補てんした。

次に剰余金の処分であるが、当年度未処分利益剰余金6億4,498万6,967円のうち、3億2,249万3000円を減債積立金に、3億2,249万3,967円を建設改良積立金に積み立てる案としている。

以上である。

(須田総務部長)

議案第68号は、令和4年度、2022年度朝霞市一般会計補正予算第3号である。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ31億6,837万4,000円の増額で、これを含めた累計額は499億3,644万3,000円となっている。

歳入歳出の概要のうち、歳入については地方特例交付金は交付額の確定により4307万9,000円を増額している。

地方交付税は普通交付税の算定結果にともない、2億8,842万3,000円増額している。

国庫支出金は、保育対策総合支援事業費補助金などを増額する一方、道路メンテナンス事業補助金などを減額することにより1261万1,000円減額している。

県支出金は、新たに保育対策総合支援事業費補助金を計上するほか、放課後児童健全育成事業費補助金などを増額することにより、492万1,000円増額している。

財産収入は、新たに不動産売払収入を計上するなど109万3,000円増額をしており、寄附金は総務費寄附金を2,000万円増額するほか、新たに民生費寄附金を150

万円計上している。

繰入金は令和3年度決算にともない、介護保険特別会計などの精算金を繰り入れるほか、財政調整基金繰入金を増額することにより、4億7,031万9,000円増額している。

繰越金は令和3年度決算にともない、前年度繰越金を23億8,063万5,000円増額している。

諸収入は国・県支出金過年度収入や各種施設の指定管理料精算金を計上することにより、1億6,581万8,000円増額している。

市債は橋梁改修事業債を増額する一方、臨時財政対策債を減額することにより、1億9,480万3,000円減額している。

次に、歳出だが、総務費は、庁舎等管理工事を増額するほか、財政調整基金へ積み立てることなどにより、19億6,916万7,000円増額している。

民生費は、新たに朝光苑や放課後児童クラブなどにおけるトイレ手洗い器自動水栓化の経費を計上するほか介護保険特別会計の繰出金などを増額することにより、8億2,110万6,000円増額している。

衛生費は、健康増進センターなどにおけるトイレ手洗い器自動水栓化の経費やクリーンセンターの光熱水費などを増額することにより、2億2,850万7,000円増額している。

商工費は、ふるさと納税に係る経費を増額することにより、1,145万5,000円増額している。

土木費は、朝霞駅前広場の施設等修繕料などを計上することにより、2,886万6,000円増額している。

消防費は、消火栓新設及び維持管理費負担金を増額することにより、419万1,000円増額している。

教育費は新たに朝霞中央公園野球場における施設改修工事を計上するほか、小・中学校におけるトイレ手洗い器自動水栓化のための校舎改修工事などを増額することにより1億503万2,000円増額している。

次に、継続費補正は、新たに官民連携まちなか再生推進事業を追加するものである。

繰越明許費は、庁舎施設改修事業など3事業について、年度内に完了することが困難なため、翌年度に繰り越すものである。

次に地方債補正は、橋梁改修事業債及び臨時財政対策債について、借入限度額の変更を行うものである。

以上が議案第68号の説明である。

(麦田こども・健康部長)

議案第69号、令和4年度2022年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算第1号について説明させていただく。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2億1,707万円の増額で、これを含めました累計額は113億2,348万7,000円となっている。

次に歳入歳出の概要を説明させていただく。

はじめに歳入であるが、県支出金は、傷病手当金の増加が見込まれることから、特別交付金を133万2,000円増額するものである。

繰入金は、傷病見舞金の増加が見込まれることから、一般会計繰入金を840万円増額するものである。

繰越金は、前年度決算額の確定により2億733万8,000円を増額するものである。

次に歳出であるが、保険給付費は、傷病手当金の増加を見込み、133万2,000円を増額するものである。

保険事業費は、傷病見舞金の増加を見込み、840万円を増額するものである。

基金積立金は、この補正予算における歳入歳出の差し引き額を財政調整基金等積立事業に積み立てるもので、1億9,367万9,000円を増額するものである。

諸支出金は、保険給付費等交付金返還金の実績にもとづき1,365万9,000円を増額するものである。

以上が今回の補正概要である。

(佐藤福祉部長)

議案第70号令和4年度2022年度朝霞市介護保険特別会計補正予算第1号について説明させていただく。

今回の補正額は歳入歳出それぞれ3億4,025万1,000円を増額するもので、これを含めた予算総額は84億6,342万3,000円になるものである。

まず歳入の概要を説明させていただく。

主なものとして、第7款繰入金では、介護給付費繰入金、その他繰入金、低所得者保険料軽減繰入金として合計2,110万3,000円を増額する。

次に第8款繰越金では前年度決算額の確定により、3億1,915万1,000円を増額するものである。

続いて歳出の概要について説明させていただく。

主なものとしては、第1款総務費の介護認定審査会費および認定調査費では介護認定審査会に従事する職員の派遣委託料821万6,000円、認定審査に従事する会計年度任用職員の増員に伴い、403万6,000円をそれぞれ増額するものである。

次に第5款基金積立金の介護保険給付費支払基金積立金では、前年度決算の確定等にともない、1億3,468万7,000円を増額するものである。

次に第6款諸支出金では、前年度決算の確定にともない、国、県、支払基金への返還金、及び一般会計繰出金と合わせまして1億9,331万2,000円を増額するものである。

以上が議案第70号の補正の概要等である。

(麦田こども・健康部長)

議案第71号令和4年度、2022年度朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について説明させていただく。

今回の補正額は歳入歳出それぞれ205万9,000円の増額で、これを含めた累計額

は16億1,224万2,000円となっている。

次に歳入歳出の概要を説明させていただく。

歳入であるが、繰越金は前年度決算額の確定により、前年度繰越金として205万9,000円を増額するものである。

歳出であるが、後期高齢者医療広域連合納付金は、令和3年度の出納整理期間分の後期高齢者医療保険料として86万2,000円、諸支出金は一般会計繰出金として119万7,000円をそれぞれ増額するものである。

以上が今回の補正概要である。

(益田上下水道部長)

議案第72号令和4年度朝霞市下水道事業会計補正予算第1号について説明させていただく。

今回の補正予算は、令和3年度から令和4年度までの2か年の継続事業である大字溝沼地内調整池築造事業について、物価上昇にともなう建設資材等の高騰及び工法の変更等により事業費を4億2,000万円増額するとともに、事業期間を令和3年度から令和5年度までの3か年に変更するものである。

なお本議案については、全員協議会の開催を依頼している。

以上である。

(須田総務部長)

議案第73号は、朝霞市職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例である。

改正内容は、地方公務員の育児休業等に関する法律等が改正され、育児休業の取得回数制限が緩和されることにともない、育児休業の再度取得に関する規定を削除するなど、所要の改正を行う。

また、国家公務員において育児参加のための休暇の対象期間が拡大されることから、本市においても同様の改正を行うものである。令和4年10月1日から施行したいと考えている。

以上である。

(須田総務部長)

議案第74号は朝霞市税条例等の一部を改正する条例である。

改正内容は、地方税法等の一部を改正する法律の施行にともない、個人市民税において、住宅借入金等特別税額控除の内容の見直し及び適用期限を延長するとともに、上場株式等の配当所得等に係る住民税の課税方式を所得税と一致させる等の見直しを行うものである。

また固定資産税において、DV被害者等の支援措置として、登記情報に追加される居所等の情報を保護対象に追加するものである。

これらの改正のうち市民税に係る改正は、令和5年1月1日及び令和6年1月1日か

ら、固定資産税に係る改正については、令和6年4月1日から施行したいと考えている。  
以上である。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

議案第75号を朝霞市手数料徴収条例等の一部を改正する条例である。

改正内容については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正にともない、新たに長期優良住宅維持保全計画の認定申請に係る手数料の額を定めるほか、所要の改正を行うものである。

なおこれらの改正のうち、長期優良住宅維持保全計画の認定申請に係る改正については、令和4年10月1日から、その他の改正については、令和5年2月20日から施行したいと考えている。

以上である。

**【質疑等】**

(神田副市長)

議案の訂正がないよう職員への確認を改めて徹底していただきたい。

**【結果】**

提案のとおり、決定する。

**【閉会】**